

新城市公共施設再配置計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新城市公共施設等総合管理計画の改訂及び新城市公共施設個別施設計画(第2期)の策定に当たり、有識者等より幅広い意見を聴取するため、新城市公共施設再配置計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新城市公共施設個別施設計画(第2期)策定等支援業務委託にて作成された公共施設の再配置の方針及びスケジュールに関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の委嘱の日から新城市公共施設等総合管理計画の改訂及び新城市公共施設個別施設計画(第2期)の策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員会を所管する課の長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員に対する謝礼は、委員会1回の出席につき、委員長は9,000円、委員については7,500円(開催時間が2時間以内の場合は5,000円)を報償費として支給する。

(費用弁償)

第8条 委員が会議等に出席するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃の実費を支給する。

3 車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、路程に応じ別表第1に掲げる定額により支給する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、新城市公共施設等総合管理計画の改訂及び新城市公共施設個別施設計画(第2期)の策定の日をもって、その効力を失う。

別表第 1 (第 8 条関係)

1 日の走行距離	1 日当たりの旅費
4 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満	1 0 0 円
1 0 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満	2 1 0 円
2 0 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満	3 6 5 円
3 0 キロメートル以上 4 0 キロメートル未満	5 2 0 円
4 0 キロメートル以上 5 0 キロメートル未満	6 7 5 円
5 0 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満	8 3 0 円
6 0 キロメートル以上 7 0 キロメートル未満	9 8 5 円
7 0 キロメートル以上 8 0 キロメートル未満	1, 1 4 0 円
8 0 キロメートル以上 9 0 キロメートル未満	1, 2 9 5 円
9 0 キロメートル以上 1 0 0 キロメートル未満	1, 4 5 5 円